

# 水道に 寄せる信頼 飲む安心

第52回 水道週間

6月1日から7日までは第52回水道週間です。私たちが毎日使用している水道水は、生活に欠かせないものですが、無限のものではありません。一人ひとりが水を大切にしよう心がけていただくために、水道に関するよくある問い合わせにお答えします。これを機会に水の大切さについて考えましょう。

**Q** 水道水の水質検査は  
どのように実施していますか？

**A** 甲賀市水質検査計画により毎月実施しています。検査結果は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

**Q** 宅内に鉛管が使用されているのですが  
大丈夫ですか？

**A** 鉛管は現在使用されなくなっていますが、腐食しにくく加工が容易なことから、昭和40年代中頃に使用されていました。

もし現在使用されていても、毎日水道を使っていれば鉛の濃度は基準以下で安心して使用していただけます。しかし、旅行などで家を留守にしたときや朝一番の水道水は、給水管内に長い時間滞留しているため、鉛の濃度が普段より高くなることがあります。

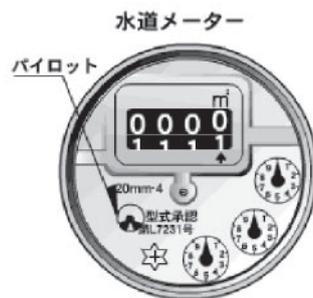
最初のバケツ1杯分程度は飲み水以外(トイレ、散水など)に使っていただくことをおすすめします。

**Q** 急に使用量が増えたのは漏水でしょうか？

**A** 蛇口を全部閉めてもメーターのパイロットが

動いていれば、宅内給水管のどこかで水漏れがあります。甲賀市指定給水装置工事業者(市ホームページに掲載)に修繕を依頼してください。

ちなみにお風呂の浴槽いっぱいでおよそ180リットル、シャワー5分間の使用でおよそ60リットルの水を使用します。



**Q** 水道料金を滞納しているが？

**A** 納期限までに料金のお支払いがない場合、督促状を発送します。それでもお支払いがない場合は催告書、給水停止予告通知書を発送し、最終的に納付いただけない場合は、給水停止を実施することとなります。

水道事業は、ご利用いただいた水道の料金で運営しています。ご理解ください。

問い合わせ 【料金のことは】 上水道業務課 営業係 ☎ 86-8014 ☎ 86-8032  
【工事のことは】 上水道工務課 給水係 ☎ 86-8016 ☎ 86-8032

## 水道メーター 取り替えを実施

水道メーターは「計量法」により有効期限が8年と定められています。

市では有効期限が満了する前に、新メーターへの取替作業を甲賀市管工事協同組合に委託して実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 取替作業の内容

- 6月から毎偶数月に、甲賀市管工事協同組合加盟業者が対象のお宅にお伺いして作業を実施します。
- 対象の方には、ハガキで取替の予定日と業者名をお知らせします。
- 取替時の立ち会いは必要ありません。
- メーター取り替えの際には、一時的に断水(通常5〜20分程度)します。
- 止水栓の不良等で取り替えができない場合は、後日修繕工事をしてから取り替えます。
- 市の設置以外で有効期限の8年が超過しているものは、所有者において取り替えをお願いします。

### 問い合わせ

上水道業務課 営業係  
☎ 86-8014 ☎ 86-8032